

東大阪市事業承継総合相談窓口 相談申込書（FAX 申し込み用）

東大阪市事業承継総合相談窓口 行き
FAX 06-6725-3611

フリガナ		フリガナ	
貴社名		代表者名	
所在地	〒 - 東大阪市		
フリガナ		電 話	
相談者名			
E-mail		業 種	
取扱品			
従業員数	人（内パート 人）	資本金	円
ご相談内容にチェックしてください（複数回答可）			
☐後継者に関する相談 ☐金融機関との関係に関する相談 ☐特例事業承継税制に関する相談 ☐やるべきことが明確ではない ☐その他（ ） ☐自社株式に関する相談 ☐経営者保証解除に関する相談 ☐M&A に関する相談			
ご相談内容（下記に具体的な相談内容をご記入ください）			

※ご記入頂いた個人情報は東大阪市事業承継総合相談事業に係る目的以外には一切使用しません。

事業承継

— 総合相談窓口のご案内 —

事業の承継に関する課題にコーディネーターが無料でアドバイスを行います。

事業承継とは、経営資源（人、資産、知的財産）の承継。



東大阪市事業承継総合相談窓口

東大阪市・東大阪商工会議所では、東大阪市域の事業者の
事業承継に関わる相談に対応する窓口を開設しています。

東大阪市事業承継総合支援事業とは

価値ある経営資源が次世代に向けて円滑に事業承継が行われるよう「総合相談窓口」の開設やセミナーなどの開催で積極かつ具体的な課題解決に向けた支援を総合的に行います。



当総合相談窓口の円滑な事業のサポート

1

常駐のコーディネーターが**無料**でアドバイスいたします。

2

秘密厳守で対応いたしますので安心してご相談いただけます。

3

必要に応じて各種**支援機関と連携**を取りながら支援を行います。

4

常駐のコーディネーターが**フォローアップ**支援を行います。

東大阪市事業承継 総合相談窓口ご利用案内

秘密
厳守

相談
無料



開設日

毎週 月～金曜日
9:00～12:00 13:00～17:30
休業日：土・日・祝日・年末年始

開設場所

東大阪商工会議所 2 階 経営相談室（下記アクセスを参照ください）

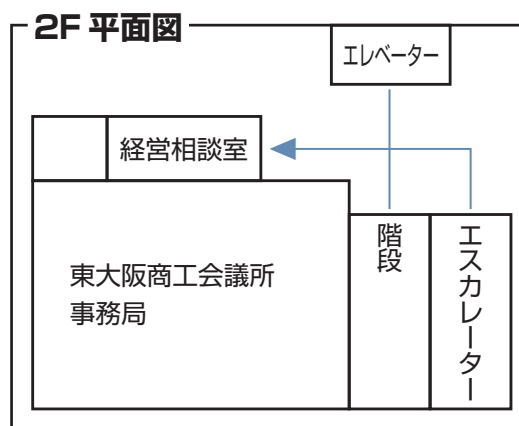
ご相談の予約

- ①ご相談は事前予約が必要です。
裏面の「相談申込書」に必要事項をご記入の上
FAX（06-6725-3611）にて、お申込みください。
- ②電話での予約も可能です。TEL（06-6722-1141）
- ③入力フォームから、相談申込みを行うことも可能です。
申込アドレス：<https://forms.gle/79zmr5ip6ZRAge8H8>

QRコードで
お申し込みは
▼こちらから



アクセス 近鉄奈良線 JR おおさか東線「河内永和」駅下車 徒歩 2 分



東大阪市事業承継総合相談窓口

東大阪市事業承継総合相談窓口は東大阪市から東大阪商工会議所が委託を受けて実施しています。

TEL 06-6722-1141 FAX 06-6725-3611

〒577-0809 東大阪市永和 2 丁目 1-1（東大阪商工会議所本館 2 階経営相談室）